

=====  
この文書は、事務手続きの都合上、全ての保健所へ同じ内容を送付させて頂いており  
ます。譲渡にあたって、すでに、去勢避妊の確約を取られている自治体の職員の皆様  
へは、予め、深くお詫びを申し上げます。  
=====

**繁殖は虐待ですので、譲渡にあたっては、  
去勢避妊の確約を取ることを、最低限の条件として  
ください。**

全国の動物福祉に携わる行政官の皆様へ

二本松アニマルポリス  
「二本松アニマルポリス」で検索できます  
〒960-8066福島市矢剣町11-3  
星野節子 024-563-7650 (tel fax)

日々のご政務、お疲れさまでございます。

昨今、国民の殆どが、動物虐待や遺棄を犯罪であると認識しているはずですが、どれほど多くの人が「虐待反対!」「処分反対!」「遺棄反対!」と叫ぼうとも、さほど成果が上がるとは思いません。繁殖には、虐待・処分・遺棄の背後責任がありますので、当方は『繁殖は虐待』というリーフレットをポスティングし、抜本的解決の為に尽力しております。

以下に要望等を記しますので、宜しくお願い申し上げます。

#### 【要望理由】

去勢避妊を受けさせない人へ譲渡すると、かえって処分数を増やす結果となりますので、公共の福祉に反し、公職者職務に反することは言うまでもありません。また、公職者が、一般の人へ間違った観念を植え付けてしまうことは、職務に反し、動愛法に抵触することは、今更、言うまでもありません。

#### 【質問事項】

譲渡にあたって、去勢避妊の確約を取らないのは、首長命令ですか、それとも、担当課の暴走ですか。これについて、22年2月28日までにお答えください。いずれにしても、公共の福祉に反し、公務員職務遂行義務に反します。

#### 【雑感】

21年3月、船橋市動物愛護センターのサイトに「増やすつもりのないときは不妊去勢手術を」とあった。当方が、その文言には啓発効果がないと指摘したところ、衛生指導課課長・草徹二氏は聞く耳を持たなかった。彼とのやりとりをサイトへアップする旨、伝えたところ、彼は「名誉毀損で訴える」と言いがかりを付けた。公職者の言動について「公にすること」は何ら問題はないが、彼は、自らの過ちを隠蔽する為に当方へ不当な圧力をかけたのだった。後日、当方は、船橋市議会へ『動物の処分数削減の弊害となるような文言の使用禁止に関

する陳情』(船橋議148号)を陳情したが、不採択とされたので、当方は船橋市健康福祉委員(10名)へ「処分権益があるのか?」と公開質問書をファックス済み。

船橋市の一連の事件によって、国民の公務員・特別公務員への不信感が高まるばかり。草徹二課長の言動は、公務員全体の社会的評価を下げた。そして、ますます、公務員の人員削減・報酬削減という世論が盛り上がるだろう。彼は、自らの言動が公務員全体へ迷惑をかけたのだと自覚すべきだ。

### 【協力要請】

和歌山県庁に不可解な職員がいますので職員名簿の送付を。

たしか平15年のこと。和歌山県庁(保健所ではなく本庁)の職員へ当方が、不妊手術を受けさせないと頭数が激増することを説明したところ、その職員は「どうして、愛護団体は、増える増えると言うんですか?!飼い主は一匹しか増やしたくないんですよ!!」と、まるで、幼稚園児を騙すかのような理屈を言った。

不妊手術を怠ると、飼い主の意思に関係なく複数が生まれ、ねずみ算式に増えていくのですが、その職員は、譲渡の際に去勢避妊の確約を取ることを嫌がって、そのような理屈を言ったのです。

当方は、当該職員のフルネームを限定したいと思いますので、捜査にご協力を。

匿名で構いませんので、平15年頃の職員名簿を当方まで郵送くださると助かります。

### 【ご報告事項】

当方は、全国の皆様へ以下のようなアドバイスを始めました。「動物行政担当者へ電話をかける際には、ICレコーダーで録音し、去勢避妊の確約をとっていない自治体については、サイトへ音声ファイルをアップし、“処分数削減の弊害となり、公共の福祉に反する自治体がある”と告発し、首長を相手どって訴訟も提起してください」と。(尚、電話での会話録音については合法ですし、公職者とのやりとりを公にすることも合法です)

別添資料 リーフレット「産ませた飼い主は命を持て余します」

22年1月27日

=====  
この文書は、事務手続きの都合上、全ての保健所へ同じ内容を送付させて頂いております。去勢避妊の妨げとなる文言を使用されていない自治体の職員の皆様へは、予め、深くお詫びを申し上げます。  
=====

## 去勢避妊の妨げとなる文言の使用はやめてください

全国の動物福祉に携わる行政官の皆様へ

二本松アニマルポリス  
yahoo!から「二本松アニマルポリス」で検索できます  
〒960-8066福島市矢剣町11-3  
星野節子 024-563-7650 (tel fax)

### 【要望事項】

以下のような表現は、去勢避妊の啓発効果がありませんので、広報でも口頭でも、使用しないでください。

- 「産ませる気がないなら避妊去勢を」 「増やす気がないなら避妊去勢を」
- 「必要と認めるなら避妊去勢を」

### 【要望理由】

1、上の文言（またはそれと同様の意味を持つ文言）は、処分数削減の弊害となり、公共の福祉に反し、公務員職務に反し、動愛法に反します。また、自費で活動を行う有志が行政を相手どって『費用返還請求訴訟』を提起できる理由にもなります。

2、産ませる気があるうがなかりうが、増やす気があるうがなかりうが、必要と認めようが認めまいが、去勢避妊は必要です。成果の上がる文言を使用して広報することは、公務員の職務ですし、尋常な感性を持った人間ならば、成果の上がる文言を使いたいはずです。

3、船橋市の衛生指導課課長・草徹二氏は、去勢避妊の啓発の妨げとなる文言を使用して、処分数が増える方向へと誘導し、一方で、船橋市動物愛護センターが里親探しを行って動物を助けているかのような宣伝をしているのです。愛護センターから新しい飼い主へと渡すときに、去勢避妊の確約を取らなければ、かえって処分数を増やす結果となります。草課長のよような公職者職務に反する公務員が二度と出てこないように願うばかりです。

21年9月2日